

中部学院大学・中部学院大学短期大学部教職実践研究投稿規程

(目的)

第1条 この規程は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における教職実践研究の投稿に関する事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第2条 投稿論文を投稿できる者（以下「投稿者」という。）は、中部学院大学並びに同大学短期大学部に所属する専任の教職員（特任教員、事務職員を含む）で保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の免許に必要な授業を担当する者とする。

2 共著の場合、投稿しようとする著者は、著者全員の同意を得、共著者全員が署名した「同意確認書」を添付すること。共著者は研究に貢献した者とし、研究の協力者は共著者とせず、謝辞の中に記載することが望ましい。

(論文の種類)

第3条 投稿原稿は教職に関する実践的研究を含むものとする。

(原稿の仕様)

第4条 原稿の仕様は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部教職実践研究執筆要領に定めるものとする。

(投稿手続き)

第5条 教職実践研究の投稿を希望する者は、あらかじめ所定の様式にて中部学院大学・中部学院大学短期大学部教職実践研究編集委員会（以下「委員会」という。）に投稿申込を行わねばならない。

(投稿論文の可否)

第6条 投稿論文の掲載の可否は、委員会によって決定する。

(二重投稿の禁止)

第7条 前2条に関わらず、他の学術雑誌等に既に掲載された、もしくは投稿中のものは受け付けない。

2 投稿論文の掲載の決定後に、二重投稿が判明した場合には、掲載を取り消すものとする。

(原稿の提出)

第8条 原稿の提出は電子データ（Word形式）を提出する。

(抜刷)

第9条 教職実践研究は電子媒体（pdfファイル）で制作されるので、抜刷は提供しない。

(著作権及び公開)

第10条 本誌に掲載された著作物の著作権は執筆者に属する。

2 投稿者は、全文を電子媒体（pdfファイル）で公開することを許諾したものとみなす。

(引用に伴う著作権・肖像権等)

第11条 他者の著作物等からの引用に伴う著作権（公衆送信権を含む）・肖像権等については、執筆者の責任において利用許諾を得るものとする。

(投稿論文の扱い)

第12条 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。

(運営)

第13条 委員会の運営及び事務は、中部学院大学教育学部において処理する。

(規程の改廃)

第14条 本規程は、学長・副学長会議で改廃する。

附 則 [2021年11月2日 学長・副学長会議議決]

この規程は、2021年11月2日から施行する。

附 則 [2021年12月7日 学長・副学長会議議決]

この規程は、2021年12月7日から施行する。